

## 【重要】証拠金規制にともなう対応について

2011年6月15日

お客様各位

サン・キャピタル・マネジメント株式会社

平素よりサン・キャピタル・マネジメント株式会社をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。さて、本年7月末をもちまして、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に定められた証拠金規制の経過措置期間が終了いたします。これにより本年8月1日より、取引に必要な証拠金の比率が変更となります。当社のIB契約先となるサクソバンクFX証券株式会社における対応と併せてご案内申し上げます。

### 【1】法令の規制

1. 変更内容：通貨関連デリバティブの最低必要証拠金率を4%以上に（現行は2%以上）
2. 対象：個人のお客様（法人のお客様は対象外）
3. 施行日：2011年8月1日

※最大レバレッジは現行の50倍から25倍へと下がります。

※レバレッジは最低必要証拠金で取引可能な想定元本の倍率です。

※改正の概要につきましては、以下の金融先物取引業協会のホームページをご参照ください。

<http://www.ffaj.or.jp/regulation/03.html>

### 【2】対応

#### 1. 変更内容

現在、外国為替証拠金取引については通貨ペアによって3種類（50倍、25倍、12.5倍）の最大レバレッジを設定しており、流動性の高い通貨ペアには50倍が適用されています。これを以下のように変更させていただく予定です。

○現行50倍の通貨ペア→25倍

○現行25倍、12.5倍の通貨ペア→据え置き

従って最大レバレッジの種類は25倍と12.5倍の2種類になります。また、外国為替オプション取引についても、原資産にあわせて変更させていただきます。

## 2. 対象

変更の対象は個人のお客様です。法人のお客様につきましては、従来通りのレバレッジを適用させていただく予定です。

## 3. 変更日

変更は2011年7月25日（月）を予定しております。

### 【3】 ご注意

本変更に伴いまして、お客様の証拠金使用率が増加し、自動ロスカット水準に抵触する可能性が生じます。お客様におかれましては、ご自身のご判断により、変更日までにポジションの縮小やポジション維持のための証拠金追加の処置を行う等、口座管理に十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、サクソバンクFX証券株式会社において、本規制に係る作業予定・内容に変更が生じた場合は、お客様にあらためてご連絡申し上げます。また、本件につきましては、サクソバンクFX証券株式会社のホームページもあわせてご確認くださいませすようお願い申し上げます。